

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

令和6年度からの後期高齢者 医療保険制度について

1.
後期高齢者医療
保険料改定
について

P1~2

2.
被保険者証と
マイナンバー
カードについて

P3~4

3.
入院時食事
療養費の見直し
について

P5

4.
健診・歯科健診
事業について

P6~7

その他

P8



長崎県後期高齢者医療広域連合

令和6年6月

1.後期高齢者医療保険料改定について

令和6・7年度の保険料、賦課限度額が見直されます。

1 見直し内容と背景について

被保険者の皆様から納めていただく保険料は、2年ごとに見直すこととなっています。少子高齢化が進み、75歳以上の後期高齢者が毎年増えており、医療費は今後さらに増えていくと見込まれています。全ての国民が、年齢に関わりなく、その能力に応じて医療保険制度を公平に支えあうことが重要との考えに基づき、以下の2点の見直しが行われました。

- ① 少子化に歯止めをかけ、子育てを全世代で支援するため、出産育児一時金を全世代で支える仕組みが始まりました。
- ② 被保険者の皆様が医療機関の窓口で支払う自己負担額を差し引いた医療費については、被保険者の皆さまの保険料が約1割、現役世代の支援金が約4割、残りを国や県などが負担しています。平成20年の制度開始以降、高齢者の負担額は1.2倍に増加しましたが、現役世代の負担額は1.7倍に増加しています。

この負担額の上昇率を、世代間で概ね同じにするため、後期高齢者医療における被保険者の保険料負担割合の見直しが行われました。

この2つの見直しは令和6年度から行われますが、令和6年度については激変緩和措置が講じられます。

2 保険料(年額)について

令和6・7年度の保険料は、次の表のとおりとなりました。

	令和6・7年度(新)	令和4・5年度(旧)
所得割率	10.31%^{※1}	9.03%
均等割額	52,400円	49,400円

※1 令和6年度は激変緩和措置として、一定以下の収入の方(例:年金収入153万円~211万円相当の方)については、所得割率が**9.52%**となります。

3 賦課限度額(年額)について

「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正に伴い、令和6年度から保険料の賦課限度額が66万円から80万円に引き上げられます。

	令和6・7年度(新)	令和4・5年度(旧)
賦課限度額	80万円※2 緩和措置の条件に 該当する場合73万円	66万円

※2 賦課限度額の緩和措置の条件 昭和24年3月31日以前に生まれた人、または令和7年3月31日以前に障がい認定を受けて後期高齢者医療被保険者の資格を有した人(75歳に達した後に、認定を受けた後期高齢者医療広域連合区域内に住所を有しなくなった人は除きます。)

4 保険料の計算方法について

年間の保険料額は、次の方法で計算して個人ごとに決まります。

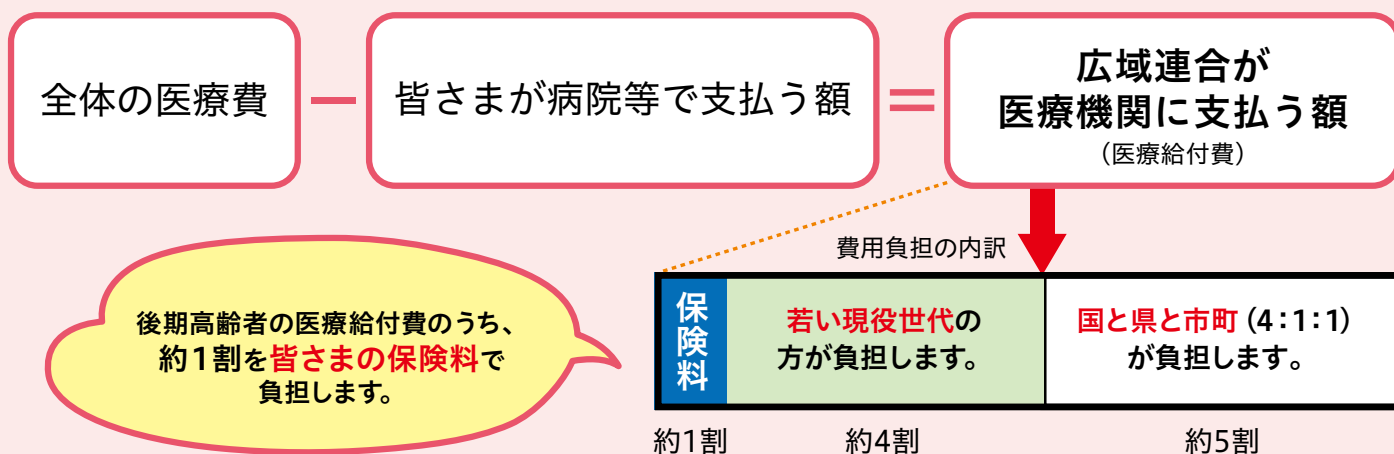
年間保険料 (限度額 80万円) 緩和措置の条件に 該当する場合73万円	=	均等割額※3 52,400円	+	所得割額 (前年中の総所得金額等※4 - 基礎控除額43万円) × 10.31% (所得割率) 緩和措置の条件に該当する場合所得割率9.52%
--	---	---------------------------------	---	--

※3 均等割額は、世帯の所得や他の条件により7割・5割・2割の軽減措置があります。

※4 雑損失の繰越控除がある場合は控除前の金額になります。申告分離課税がある場合は特別控除後の金額になります。

令和6年度の年間保険料は、令和5年中の所得状況等に基づいて7月に決定し、お知らせします。

5 保険料と医療費の仕組み



2.被保険者証とマイナンバーカードについて

マイナンバーカードで受診しましょう

1 被保険者証(保険証)の交付の廃止

保険証の交付は、令和6年12月2日をもって廃止されます。これに伴い、本年7月に交付される有効期限が令和7年7月31日までのものが最後となります。

12月2日以降は、紛失や転居などを理由とした再交付もできません。

2 マイナンバーカードの保険証利用登録

① マイナンバーカードをお持ちでない方はマイナンバーカードを申請しましょう。

申請についてはお住まいの市役所、町役場へお尋ねください。

② マイナンバーカードを取得したら、保険証として利用登録しましょう。

登録はスマートフォンのアプリ「マイナポータル」で登録するか、病院や薬局のカードリーダーなどで登録可能です。(長崎県内の90%以上の医療機関でカードリーダーが設置されています。)

3 保険証の利用登録をしたマイナンバーカード (以下、マイナ保険証)を利用することによるメリット

① 医療費の初診料を20円節約できる

従来の紙の保険証に比べてマイナ保険証を利用した場合には医療費を20円節約でき、負担割合1割負担の方であれば自己負担額で2円に相当する額が安くなる計算になります。(実際の自己負担額の請求についてはその日の額の1の位が四捨五入されます。)

② より良い医療を受けることができる

初めてかかる病院や薬局でも過去の受診歴を確認できるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てたり、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払が免除

市役所や町役場で手続きをしなくても、医療機関でのお支払いが高額療養費の限度額までになります。(区分IIの方で過去1年間に区分IIでの入院日数が90日を超える方は申請により食事代が減額されます。お住まいの市役所・町役場へ申請が必要です。)

4 マイナ保険証の利用が難しい場合

① 資格確認書の交付

令和6年12月2日以降は保険証の交付が廃止されます。マイナンバーカードの申請が難しいなどの理由でマイナンバーカードを取得していない方、またマイナンバーカードを持っているが、保険証として利用登録をお済みでない方等には、必要に応じ資格確認書を交付します。資格確認書には被保険者番号や氏名、住所、負担割合が記載されており、医療機関に提示することで保険証と同様に受診が可能です。

② 認定証の交付の廃止

保険証の交付廃止と同様に、令和6年12月2日以降は、限度額適用・標準負担額減額認定証、及び限度額適用認定証の交付も廃止されます。限度額適用・標準負担額減額認定証、または限度額適用認定証をお持ちの方は、資格確認書に負担区分を併せて記載します。限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証をお持ちでない方は、本人の希望に基づき資格確認書に区分を記載できます。

5 資格情報のお知らせ

マイナ保険証を所持されている方で、新たに長崎県後期高齢者医療保険の資格を取得した時のほか、転居や世帯員の異動などを理由に負担割合が変更になった時に、ご自身の後期高齢者医療制度の資格情報が確認できる「資格情報のお知らせ(紙)」を交付することを予定しています。

スマートフォンをお持ちの方は、お知らせに記載されたQRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の資格情報を確認することができます。

※なお、医療機関の受診の際には、「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません。マイナ保険証を医療機関等の窓口で提示することが必要です。

(マイナ保険証の読み取りができない場合(訪問診療や機器不調など)には資格情報のお知らせ(紙)又はスマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の窓口で提示することで受診が可能です。)



3.入院時食事療養費の見直しについて

入院したときの食事代見直しについて

入院したときに、被保険者の方に負担していただく食事代(※1)が、令和6年6月から1食あたり10円から30円増額します。

入院したときの食事代(1食あたり)

所得区分		令和6年5月まで		令和6年6月から	
		一般病床 精神病床	療養病床	一般病床 精神病床	療養病床
現役並み所得者		460円	460円 一部医療機関 では420円	490円	490円 一部医療機関 では450円
一般所得者Ⅰ・Ⅱ					
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円	210円	230円	230円
	90日を超える入院 (※2)申請必要	160円	160円	180円	180円
低所得者Ⅰ		100円	130円又は 100円(※3)	110円	140円又は 110円(※3)

(※1) 正式名称は、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額です。

(※2) 入院日数が90日(過去1年間の低所得Ⅱの入院日数)を超える場合、長期該当申請をすることにより、食事代が減額されます。

→マイナンバーカードを利用して受診している場合でも長期該当申請は必要です。

(※3) 入院医療の必要性の高い方は、1食あたり100円から110円の負担になります。

次に該当される方は下記の負担となります。

『現役並み所得者』及び『一般所得者Ⅰ・Ⅱ』のうち、指定難病患者の方は、1食あたり260円から280円の負担になります。

平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病床に入院していた方は、経過措置として1食あたり260円に据え置かれます。

4. 健診・歯科健診事業について

無料

75歳以上の方は、 年1回の健康診査を受けましょう！

(65歳以上の障がい認定の方も含まれます)

フレイル予防に
まずは健診を！



健診を受けて
健康長寿を
目指しましょう！

※フレイルとは、老化などでさまざまな心身の機能が低下した状態をいいます。

主な内容

- 問診(後期高齢者の質問票)
- 身体計測(身長、体重)
- 血圧測定
- 尿検査(糖・たんぱく)
- 血液検査(脂質、血糖、肝機能、腎機能、貧血)

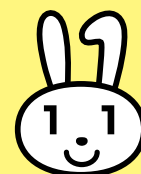
日程・場所

公民館等で受ける**集団健診**と、医療機関で受ける**個別健診**があります。

健診の時期の確認、お申込みについては、お住まいの市役所、町役場の後期高齢者医療の担当窓口へお問い合わせください。



マイナ保険証をお持ちの方は、
マイナポータルであなたの健診結果を
確認することができます。



歯科健診を受けましょう!

無料

お口の健康は**フレイル予防**にもつながります!

歯科医院または**ご自宅**(在宅要介護2以上で通院が困難な方)で
受診できます



主な内容

- お口の衛生状態のチェック
- 唾液量、飲み込み機能
- 舌の機能のチェック
- ブラッシング指導
- 唾液腺マッサージ等
- お口の健康体操
- 歯の状況、歯ぐきの状況
- 入れ歯のチェック

1回目はお口のチェックと健康指導

2回目は1回目との変化を確認!

受診方法

①受診券を申込む

すでにお持ちの方は申込み不要です



**②受診券が届いたら
歯科医院を予約する**



③歯科医院を受診する

受診券と保険証をご持参ください。

※12月2日以降は、マイナ保険証
または保険証(資格確認書)

受診券申込・お問合せ先

- 長崎県後期高齢者医療広域連合
- 受診を希望される歯科医院
長崎県歯科医師会加盟の
協力医療機関等で受診できます
- お住まいの市役所・町役場



はり、きゅう施術費の助成について

被保険者の健康の保持増進のため、
広域連合が指定したはり師、きゅう師
(以下「施術担当者」という。)から受けた
「はり」、「きゅう」について、
施術料金の一部を助成しています。



助成の内容

対象者	施術を受けた日に長崎県後期高齢者医療の被保険者である者
対象施術	施術担当者が行うはり、きゅうの施術 【助成対象外】 ①保険診療による施術(医師が必要と認めた施術) ②①の施術と同じ日に同じ施術所で受けた施術
助成の受け方	保険証*を提示して施術を受けることで、施術料金の一部が助成されます。 ※12月2日以降は、マイナ保険証または保険証(資格確認書)
助成内容	施術1回につき700円(1日1回、1ヶ月に5回まで)

第三者行為によるケガの治療で保険証を使ったら届出を!

交通事故など第三者行為(他人のペットによる噛みつき・食中毒・傷害事件等)による
治療で保険証を使ったときは、市役所・町役場(後期高齢者医療)の窓口**に「傷病届」**
の提出をお願いします。



長崎県からのお知らせ (長崎県 福祉保健部 国保・健康増進課)

ダウンロードは
こちらから

長崎県公式「ながさき健康づくりアプリ」



- アプリを使ってお得に健康づくりをはじめましょう！
- 健康づくり（散歩等）でポイントが貯まる！歩くことが楽しくなる！
- ポイントを使って、協力店でサービス利用、県産品等抽選会に参加！
- お問い合わせ窓口

0570-077-122 (平日9:00~18:00)

お電話の際は、「ながさき健康づくりアプリ」についてとお伝えください。



iPhone版



Android版

市役所・町役場へのお問合せ先

市町名	部署名	電話番号
長崎市	後期高齢者医療室	095-829-1139
佐世保市	医療保険課	0956-24-1111 (代表)
島原市	保険健康課	0957-63-1111 (代表)
諫早市	保険年金課	0957-22-1500 (代表)
大村市	国保けんこう課	0957-53-4111 (代表)
平戸市	健康ほけん課	0950-22-9124
松浦市	健康ほけん課	0956-72-1111 (代表)
対馬市	健康増進課	0920-58-1579
壱岐市	保険課	0920-45-1157
五島市	国保健康政策課	0959-72-6119
西海市	長寿介護課・健康ほけん課	0959-37-0011 (代表)
雲仙市	総合窓口課	0957-47-7806
南島原市	健康づくり課	0957-73-6641
長与町	健康保険課	095-801-5821
時津町	高齢者支援課	095-882-3940
東彼杵町	長寿ほけん課	0957-46-1202
川棚町	健康推進課	0956-82-3132
波佐見町	子ども・健康保険課	0956-85-2483
小値賀町	住民課	0959-56-3111 (代表)
佐々町	保険環境課	0956-62-2101 (代表)
新上五島町	健康保険課	0959-53-1111 (代表)

お問合せ

長崎県後期高齢者医療広域連合

〒850-0875 長崎市栄町4番9号(長崎県市町村会館5階)

開庁時間:平日8時45分~17時30分 ※土・日・祝日・年末年始は休み

☎ 095-816-3930 FAX 095-823-2425

<https://www.nagasaki-kouiki.net>

